

(証券コード 6929)

平成28年3月9日

株主各位

鳥取県鳥取市広岡176番地17



代表取締役社長 谷口真一

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ、お手数ながら後記の株主総会参考書類を、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日(木曜日)午後3時までに到着するようにご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成28年3月25日(金曜日) 午前10時
  2. 場 所 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5  
とりぎん文化会館(鳥取県民文化会館)  
第2会議室  
(会場は、末尾の会場ご案内図をご参照いただきますようお願い申し上げます。)

3. 目的事項  
報告事項
  1. 第41期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第41期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告書及び監査報告書は別添の「第41期 年次報告書」とおりであります。  
なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、本招集ご通知への添付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト  
(アドレス <http://www.nicera.co.jp/>)に掲載し、ご提供しております。
  - ・連結計算書における連結注記表
  - ・計算書類における個別注記表
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(アドレス <http://www.nicera.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)

<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の<u>取締役</u>は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び監査役</u>に対し、開催日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し、開催日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
---	--

<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第31条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過</p>	<p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)  <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第37条</u> 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)  <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)  <u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)  <u>第36条</u> 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の選任)  <u>第40条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)  <u>第41条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の選任)  <u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)  <u>第39条</u> (現行どおり)</p>

<p>② (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第43条 (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第44条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第45条 (条文省略)</p> <p>(期末配当の基準日) 第46条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第47条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第48条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当の基準日) 第44条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第45条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第46条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
7名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員（7名）が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	谷口 真一 (昭和48年2月26日生)	平成8年7月 当社入社 平成14年3月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員兼務(現任) 平成15年1月 上海日セラセンサ有限公司 総経理 平成18年3月 当社専務取締役 平成21年3月 当社代表取締役(現任) 平成23年4月 当社統括総務部担当兼務 (現任) 平成24年2月 当社経営企画室担当兼務 (現任) 平成26年2月 当社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長 上海日セラ磁性器材有限公司 董事長 日セラ三和電器(蘇州)有限公司 董事長	776,025株
2	広富 一隆 (昭和32年4月24日生)	昭和61年8月 当社入社 平成12年1月 当社モジュール製造本部 役員代行、モジュール製造 本部長兼務 平成13年3月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員兼務(現任) 平成22年3月 当社常務取締役(現任) 平成25年3月 当社赤外線センサ事業部、 開発事業部担当(現任) 平成27年12月 当社電子部品品質保証部 担当(現任)	5,413株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社に おける地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	なかがわ けんじ 中川 健二 (昭和30年5月27日生)	昭和55年9月 当社入社 平成3年3月 当社取締役 平成8年12月 当社常務取締役 平成11年1月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員兼務（現任） 平成18年1月 NICERA HONG KONG LTD. 総経理（現任） 平成22年3月 当社取締役（現任） 平成23年10月 NICERA AMERICA CORP. 代表取締役 平成23年11月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役 平成25年3月 当社応用事業部、中国・香港 担当（現任）  （重要な兼職の状況） NICERA HONG KONG LTD. 総経理	31,368株
4	たにだ あきひこ 谷田 明彦 (昭和34年10月21日生)	平成3年11月 当社入社 平成14年12月 当社執行役員 平成20年3月 当社常務執行役員 平成24年3月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成25年3月 当社車載事業本部担当 平成27年7月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） 平成27年12月 当社車載品質保証部担当 (現任)  （重要な兼職の状況） NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役	901株
5	こんどう じゅん 近藤 純 (昭和42年1月27日生)	平成元年3月 当社入社 平成24年3月 当社統括営業部 統括営業部長 平成24年7月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役（現任） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 担当（現任） 平成25年3月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成26年6月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役 NICERA PHILIPPINES INC. 担当 平成27年7月 当社営業開発部担当 平成27年12月 当社特命営業部担当（現任）  （重要な兼職の状況） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役	740株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社に おける地位及び担当	所有する当社 株式の数
6	ふじわら えいき 藤原 英機 (昭和36年11月18日生)	平成4年6月 当社入社 平成12年4月 当社モジュール事業部 技術グループ部長 平成19年4月 当社モジュール事業部担当 執行役員（現任）	- 株
7	かわさき はるこ 川崎 晴子 (昭和39年11月8日生)	昭和62年4月 株式会社山陰合同銀行入行 平成25年3月 当社取締役（現任） 平成26年1月 株式会社山陰合同銀行退行	449,925株

- (注) 1. 谷口真一氏は、日セラ興産株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社と建物の賃借取引があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	いちかわ かずひと 市川 和人 (昭和38年12月25日生)	昭和62年3月 当社入社 平成24年6月 当社センサ事業部資材部長 平成26年12月 当社超音波センサ事業部製造部長 平成27年12月 当社超音波センサ事業部改善推進部長(現任)	一株
2	たむら やすあき 田村 康明 (昭和9年1月16日生)	昭和48年5月 田村康明法律事務所開設(現任) 昭和63年4月 鳥取県弁護士会会長、日本弁護士会理事 平成24年4月 日本弁護士連合会選挙管理委員(現任) 平成25年3月 当社監査役 平成26年3月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 田村康明法律事務所 弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員	一株
3	せ こ ともあき 瀬古 智昭 (昭和46年2月15日生)	平成4年10月 監査法人トーマツ入所 平成18年4月 鳥取ひまわり基金法律事務所(現 鳥取あおぞら法律事務所)入所(現任) 平成26年3月 当社監査役(現任)	一株
4	いけはら こういち 池原 浩一 (昭和53年1月5日生)	平成13年10月 新日本監査法人(現:新日本有限責任監査法人)入所 平成17年5月 公認会計士登録 平成23年1月 池原公認会計士事務所開業(現任) 平成23年3月 税理士登録 平成27年3月 当社監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 池原公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 監事	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 田村康明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を当社の経営全般に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 瀬古智昭氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通されており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
当社と同氏が所属する鳥取あおぞら法律事務所との間には、同事務所へ案件ごとに法律相談を行う等の取引がありますが、その取引額は当社の定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすものであることから、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。  
なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 池原浩一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として会計事務に精通され、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
7. 市川和人氏、田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社と各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。ただし、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額160百万円以内（平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会決議における取締役の報酬限度額と同額）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等、取締役会の決議によることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内（平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会決議における監査役の報酬限度額と同額）と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

MEMO

MEMO

MEMO

# 株主総会会場ご案内図

会場 鳥取県鳥取市尚徳町101番地 5  
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）  
第2会議室  
電話 0857 (21) 8700



## ◇アクセス

- ・鳥取空港よりタクシー 約15分
- ・JR鳥取駅より徒歩 約20分（若桜街道を県庁方向へ）
- ・JR鳥取駅よりタクシー 約 5分
- ・JR鳥取駅より路線バス 約 7分  
（湖山・鳥大・賀露線など県庁日赤前下車）  
（100円循環バス「くる梨」で「とりぎん文化会館」下車  
赤コース（16分）、青コース（18分）、緑コース（11分））

※なお、駐車場は台数に限りがございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。